

留寿都村ふるさと応援基金子育て支援奨学金 令和4年4月給付分からの申請について

～令和4年度から対象を高校生等へ拡充し、 大学生等の月額を増額します！～

留寿都村では進学する方を応援するため、返済の必要がない給付型の奨学金制度を実施しております。

令和4年4月給付分からの申請受付が4月1日から始まりますので、お知らせいたします。

また、令和4年4月給付分から、下記のとおり、制度内容が変更になりますので、併せてお知らせいたします。



【旧制度】

- 奨学生の要件…大学生等
- 奨学金の額…①市町村民税所得割額が非課税の世帯（奨学生が国の給付型奨学金等を受けている場合は除く）
⇒ 月額30,000円（年額360,000円）
- ②上記以外の世帯
⇒ 月額 5,000円（年額 60,000円）



【令和4年4月給付分からの新制度】

- 奨学生の要件…高校生等及び大学生等
- 奨学金の額…①高校生等
⇒ 月額 5,000円（年額 60,000円）
- ②大学生等
⇒ 月額 8,000円（年額 96,000円）

市町村民税所得割額が非課税の世帯については、令和2年度から国の給付型奨学金制度が拡充され、実態として村の制度を利用する方がいなかったことから、役割を終えたものとして該当区分を廃止し、これに代わり、対象者を高校生等へ拡大し、大学生等の月額を8,000円に増額しました。

既に令和4年6月分まで給付決定を受けている大学生等については、改めての申請は必要ありません。

新たに高校や大学等に進学される方、また、現在、高校等に在学している方については、奨学金の給付を受けるためには、4月中に申請が必要です。裏面に記載の奨学金の受給者の要件等をご確認のうえ、お忘れなく留寿都村教育委員会まで申請してください。

【奨学金の受給者の要件】

※ 受給者とは、奨学金を受給する世帯の主たる生計維持者で、世帯の代表者です。

- ① 申請の日の6か月前から引き続き村内に住所を有する者がいる世帯であること。
- ② 奨学金の受給者及び世帯全員に市町村税等の滞納がないこと。



【奨学生の要件】

※ 奨学生とは、受給者の被扶養者であって、高校及び大学等に在学している方です。

- ① 高校生等奨学生…学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年に限る）に在学している方。
- ② 大学生等奨学生…学校教育法に規定する大学（大学院は除く）、短期大学、専修学校の専門課程（専門学校）又は一般課程、高等専門学校（第4学年、又は第5学年に限る）に在学している方。

【奨学金の給付時期】

3か月分をまとめて、
年4回給付されます。

4月分 ～ 6月分まで	7月に給付
7月分 ～ 9月分まで	10月に給付
10月分 ～ 12月分まで	1月に給付
1月分 ～ 3月分まで	4月に給付

【申請手続きに必要な書類】

- ① 留寿都村ふるさと応援基金子育て支援奨学金給付申請書
- ② 家庭状況調査書
- ③ 村税の納付状況調査に関する同意書
- ④ 奨学生となる方及び申請者の世帯全員の住民票謄本
（家族全員の本籍地、戸籍筆頭者及び続柄がわかるもの）
- ⑤ 在学証明書

※ その他、教育委員会が必要とする書類の提出をお願いする場合があります。

①～③の様式については、留寿都村教育委員会に請求していただくか、村ホームページよりダウンロードして下さい。

【奨学金の申請時期】

- ・ 1回目…令和4年4月1日 ～ 4月末日まで
 - ・ 2回目…令和4年7月1日 ～ 7月末日まで
- ※初年度は、申請が2回（4月と7月）必要です。次年度からは、1回のみ（7月）の申請となります。
- ※年度途中で村外から転入してきた方については、留寿都村に住民登録後6か月経過すると、随時、申請が可能となります。



【申請・お問合せ先】 留寿都村教育委員会 総務係(事務所:留寿都村公民館内)
☎ 0136-46-3321